会津若松市議会政策討論会
第３分科会最終報告書

平成 27 年６月 25 日

政策討論会第３分科会
委員長　　長谷川　光雄
副委員長　　渡部　誠一郎
委員　　古川　　雄一
委員　　大竹　　俊哉
委員　　佐野　　和枝
委員　　斎藤　　基雄
委員　　成田　　芳雄

【目　次】

本編　政策討論会第３分科会最終報告について・・・・・・・・・・・・・・・1

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

第１　第３分科会のこれまでの取り組み経過・・・・・・・・・・・・・・・1

（１）前期議会（平成 20 年度～平成 22 年度）からの引継ぎ事項　・・1

（２）政策課題における２つのテーマ設定　・・・・・・・・・・・・・2

（３）専門的知見の活用　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

（４）行政調査の実施　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

（５）分野別意見交換会の開催　・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

第２　調査研究・委員間討議による意見の集約　・・・・・・・・・・・・・9

１　震災及び原発事故を踏まえた地域産業の方向性とあるべき姿について

（１）地域産業の現状と復興、再生に求められる考え方　・・・・・・ 10

（２）地域経済活性化に向けて認識すべきこと　・・・・・・・・・・ 12

（３）地域産業政策が果たす役割について認識すべきこと　・・・・・ 13

２　今後の地域産業のあるべき姿を実現する仕組みについて

（１）地域の成り立ちを踏まえた地域経済の活性化の考え方　・・・・ 14

ア）本源的な「地域」と現代における「地域」の乖離　・・・14

イ）活性化すべき地域とは　・・・・・・・・・・・・・・・・・15

ウ）地域経済の活性化の考え方　・・・・・・・・・・・・・・・15

（２）地域経済活性化に必要な要素　・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

ア）地域資源を生かし、地域ニーズに沿った産業振興　・・・17

イ）多面的機能を有する地域プラットフォームの創設　・・・17

ウ）地方自治体による行財政権限の適切な行使 ・・・・・・18
エ）政策づくりへの住民参加 ・・・・・・・・・・・・・・・19

３　地域産業の問題・課題を解決する政策的な手法について
（１）本市の中小企業、農業、観光等の振興に関する条例の制定状況・・ 20
（２）産業振興基本条例制定の必要性・・・・・・・・・・・・・・・ 21
（３）条例を生かすための機能する産業振興会議のあり方・・・・・ 22
ア）産業振興会議の意義 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
イ）産業振興会議を機能させるための要素 ・・・・・・・ 24

第３　今後の取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26

第４　取り組み経過一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

政策討論会第３分科会の政策研究の最終報告

～はじめに～

政策討論会第３分科会では、平成23年12月８日の政策討論会全体会で割り振られた10の討論テーマのうち、

「地域経済活性化と持続可能な地域産業の維持・育成」についての政策課題を解決するため鋭意議論を重ねてきた。

その手法として、専門的知見の活用、産業経済委員会での行政調査、地場産業関係者との意見交換会の開催など、様々な機会を得ながら調査・研究を行い、委員間討議を通して地域経済や地域産業のあるべき姿についての認識を深めてきたところである。

今般の最終報告においては、

第１に、第３分科会のこれまでの取り組み経過

第２に、調査研究・委員間討議により集約された政策課題に対する考え方

第３に、次期分科会へ申し送るべき、今後の調査研究事項

以上について総括する。

第１　第３分科会のこれまでの取り組み経過

（１）前期議会（平成20年度～平成22年度）からの引き継ぎ事項

前期議会の第３分科会からは、政策課題の解決に向けた考え方の大きな枠組みについては、一定の集約がされたとの申し送りがなされており、その骨格として、以下の考え方が示されている。今期の第３分科会では、前期議会における政策研究の内容・考え方を踏まえ、深化させていくことを基本とし政策研究を行ったところである。

【前期議会から引き継いだ基本的な考え方】

①　開発対象としての地域から持続可能な地域づくりへ政策的な方向付けをすること

② 政策に基づく計画的な行政運営と市民参加が必要であること

③ 内発的産業振興により地域内再投資力を育成すること

（２）政策課題における２つのテーマ設定

また第３分科会では、割り振られた政策課題を調査・研究するに当たり、

政策課題：「地域経済活性化と持続可能な地域産業の維持・育成」

第１：「地域経済が持続可能な形で活性化するあり方について」

第２：「地域産業を維持・育成することができる方策（仕組みづくり）について」

と２つのテーマに振り分け、政策研究を行ったところである。

これら２つのテーマを調査・研究し、

① 今後の地域産業の方向性とあるべき姿

② 今後の地域産業のあるべき姿を実現する仕組み

③ 地域産業の問題・課題を解決する政策的な手法

を明らかにすることを試みようとしたものである。（表１参照）

〇政策研究における体系図（表1）

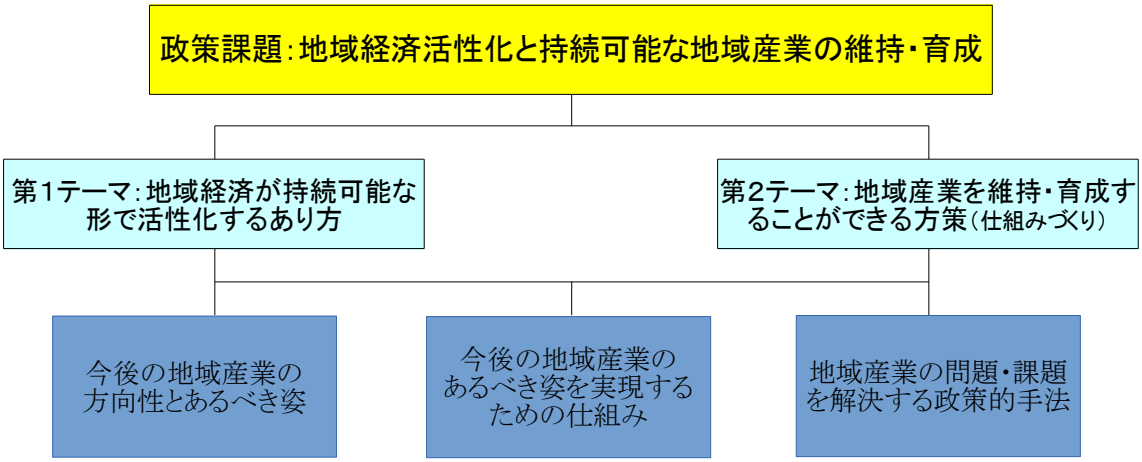

（３）専門的知見の活用

政策研究に当たっては、委員間討議により議論された論点等について、客観的な視点を踏まえながら考え方を整理していくため、専門的知見を活用し、理論面でのアドバイスをいただいてきた。

平成 24 年３月 22 日には福島大学経済経営学類の小山良太准教授より、同４月 27 日には、同大学の鈴木浩名誉教授より、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故による地域経済への影響と今後の展望について講義をいただき、フロー、ストック、社会関係資本など、地域における多様な資源への損害状況を踏まえた新たな仕組みづくりの必要性、災害バブルと災害失業という矛盾が生じている現状、地域住民の生活、生業の復興という視点に立った真の復興・再生に向けた地域産業のあるべき姿等についてご教示いただいたところである。

平成 24 年 4 月 27 日/福島大学 鈴木浩名誉教授セミナー

また、平成 25 年３月 31 日には、京都大学大学院経済学研究科の岡田知弘教授より、「地域経済活性化」という概念の正確な捉え方、その実現に向けた地域内再投資力の質的・量的形成の重要性、地域個性のある取り組みやこれを具現化する地域内産業連関の意識的構築の必要性等についてご教示いただくなど、地域経済が持続可能な形で活性化するあり方について理解を深めてきた。

さらに、平成 26 年３月 30 日には、慶応義塾大学経済学部の植田浩史教授より、地域産業政策と中小企業振興のあり方についてご教示いただき、地域資源を有効に活用する自覚的で元気な中小企業を増やしていくことの意義について認識を深

めるとともに、市として中小企業等の振興を明確に示した「産業振興基本条例」を制定することで、その地域が中小企業等の振興へ向かって舵を切るきっかけとなりうることを学んだところである。

平成 25 年 3 月 31 日/京都大学 岡田知弘教授セミナー

（４）行政調査の実施

第３分科会の委員で構成する産業経済委員会では、平成 23 年度に静岡県掛川市及び静岡市へ、平成 24 年度には岩手県花巻市及び秋田県横手市へ、平成 25 年度には栃木県宇都宮市及び東京都墨田区へ、平成 26 年度には東京都大田区及び町田市へ行政調査を行った。

掛川市では、中心市街地活性化基本計画について調査を実施し、計画策定に当たっては、中心市街地のみならず、周囲の農村地域の活性化にも寄与するあり方を示すことが、地域住民との合意形成には求められること、また商業振興のみならず教育、医療等多様な社会的インフラを備えた中心市街地のあり方が描かれるべきであることを認識した。

静岡市では、ものづくり産業振興条例、めざせ茶どころ日本一条例の２つの議員提案条例について調査を実施する中で、政策条例の立案に当たっては、執行機関には意識しづらい横断的・総合的な視点が求められること、条例制定のプロセスを重視し、議員みずからが政策への認識を深めることにより、その後の政策評価や執行機関の監視等も充実したものになるなど、議会が二元代表制の一翼を適切に担うことにもつながることを理解した。

花巻市では、起業化支援の取り組みについて調査を実施し、内発的産業振興に当たっては、産学金官連携、地域内産業連関など多様なネットワークを構築して地域産業全体の底上げを図ることが重要であること、地域産業のポテンシャルを高めることにより、誘致企業との共存共栄が可能になることなどを確認した。

横手市では、食と農からのまちづくりについて調査を実施し、農産物や加工品などの地域資源を生かしたまちづくりを推進するに当たり、産業振興の視点に加え地域文化の継承、食育の推進など多面的な取り組みを展開することで、多様な地域住民の参加を促し、地域ぐるみのまちづくりに発展させている事例について学んだ。

平成 24 年 7 月 4 日/横手市での行政調査

宇都宮市では、農業を主体とした農商工連携の取り組みについて調査を実施し、地元農産物の需要促進と振興を図ることを目的に、市、ＪＡ、商工会議所、農業団体、流通加工業者、小売店、有識者等で組織される運営委員会の各種取り組みを通して、地域資源である農産物をいかにして魅力ある６次化商品へと磨き上げ、消費者に選ばれるものにしていくか、そのスキーム等について学んだ。

墨田区では、昭和 54 年に制定された日本初の「墨田区中小企業振興基本条例」について調査を実施し、行政、商工業者等区内産業人、学識経験者等で組織され、条例の理念を具現化するうえで重要な役割を果たす産業振興会議のあ

り方について学んだ。産業振興会議の議論をきっかけに、製造業等の専門的技術支援を行う中小企業センターの設立や後継者・若手経営者育成のためのフロンティアすみだ塾の開校、墨田のものづくりと観光の融合を目指す取り組みなど、様々な施策展開を行っている。条例を生かすためには様々な産業関係者が話し合える場（＝産業振興会議）の設置と地域経済状況と地域産業者の実情に寄り添った支援策の構築が重要であることを確認した。

平成 25 年 11 月 1 日/墨田区での行政調査

大田区では、平成 7 年に制定された「大田区産業のまちづくり条例」について調査を実施し、地域経済の低迷、経済活動のグローバル化、企業後継者の不足など、様々な要因による地域産業衰退への危機意識から条例制定へとつながったこと、条例制定によって首長が変わっても、社会や産業の姿は変化しても「産業のまちづくり」という区の産業振興に対する基本的方向性が担保されることの重要性を学んだ。

町田市では、平成 20 年に制定された「町田市産業振興基本条例」について調査を実施し、条例の特徴としては、個別産業ごとではなく様々な産業を横断した視点であること、個別価値にとどまらず連携価値を重視していること、生活者（顧客）指向であること、地域資源の積極的活用を重視していることが挙げられ、条例を基本とした産業振興計画の策定、実行、評価を行い、地域全体の産業振興につなげている取り組みについて学んだ。

（５）分野別意見交換会の開催

平成 27 年１月には、商工業・観光業関係者、農業関係者、林業関係者、市場関係者、地元金融機関の方々との分野別意見交換会を開催した。

開催した目的は、第３分科会でのこれまでの調査・研究に基づき、地域経済活性化と持続可能な地域産業の維持・育成には、市としての産業振興を明確に示した基本条例を制定し、法的拘束力を伴う仕組みづくりを行うことも必要であるとの考えをまとめ、基本条例制定後において実際の主体者となる方々から条例制定に対する考えをお聞きし、理解と協力を求めるためであった。

分野別意見交換会の主な意見としては、表２のとおりである。

第３分科会では、基本条例の制定に向けてその必要性や考え方、また具体的なスケジュールなどを執行機関及び市民と共有し、必要に応じて市民へ報告を行いながら、基本条例を生きた条例とするため、さらなる調査・研究を進めていくことを確認したところである。

平成 27 年 1 月 21 日/分野別意見交換会

分野別意見交換会における主な意見（表２）

開催別	意見・提言・要望・質問等
農業・林業・市場関係者	異業種間連携が重要になると考えるが、その際の産業振興会議の招集の範囲が重要である。これまでも連携のための会議はさんざんやってきているが、その経験からも難しさを感じている。 商業、工業、農業の分野の方と企業の間で、さあ連携して取り組んでくださいと促してもなかなかうまくいかない。財はこれ、テーマはこれといったことを決めていかないとまとまりのない会議で終わってしまう。経験上から招集範囲とテーマを持って取り組んでほしい。米の問題、その消費をどうするか、学校給食など、また消費宣伝をどうするかなど分野は数多くある。 そのような分野も点で見るか、面でみるか、いろんな考えがある。その辺を考えて頂き提言をしてほしい。
	農業の担い手育成を行っている。この条例は理念条例ということで、会社で言うと企業理念を作ることなのかと思う。これを策定しようとすることは評価したい。 高付加価値をつける、また生み出したものをどうするかが問題である。 生み出してもどうゆう所に売っていくのかが重要である。行政指導・支援のあり方が必要である。域外、外貨をどう持ち込むのか、どのようにアプローチするのか、理念条例にはそのような一言を入れてほしい。 ドラスティックに変わるような理念条例を期待している。
	我々が意見を述べる場があればありがたい。基本条例があることで、その場が担保できるような条例であってほしい。
	酒造組合などと合同での意見交換会をしたかった。加工米などの話をしたかった。 酒造組合、蔵元からは酒造好適米「夢の香」を増やしてほしいとの要望がある。 蔵元は使いたい、農家も作りたいが種が足りない。横のつながりのために現場の人たちが集まって話すこと、いろんな業種が集まれるための産業振興会議、振興条例を考えるといいと思う。
商工・観光関係者	以前のまちづくりは、郊外を開発して拡大路線にあった。しかし、人口減少の時代が到来し、今後のまちづくりはコンパクトシティがカギとなっている。今回の条例制定に向けてはコンパクトシティを念頭に置きながら、フレキシブルに対応できるように進めるべきと考える。また、人口減少社会の中で域内経済を維持させていくのは難しい。交流人口を増やす努力をもっとすべきである。
	理念条例と言っても世の中の流れは常に変わり続ける。今日は様々な団体が参加しているが、まず行動すべきである。産官学金融が連携していくことが大切。我々団体も補助金頼みではなく、自分たちで行動、発信していくことが重要。
	条例制定に当たっては戦略的なスケジューリング（何年後にはこうなりたいという創造）が可能となるような条例にすべきで、仏作って魂入れずにならないようにして欲しい。
	条例化にはもっと早くから取り組むべきだった。
	順序が逆ではないかと感じはじめた。まずは会津の業界の実態を知る。その為に意見交換会を重ね、条例を提案、制定するべきではないのか。私自身、今日初めてお会いする方もたくさんいる。
	理念条例ということで課題なのが理念という概念である。理念という言葉だけで何もできないのではないかとの誤解、意見がある。我々団体が条例を提案している理由の１つとして、国が大企業しか見ていない現状がある。理念条例は我々中小企業にとってスタートである。また国と地方自治体を動かすために条例を作る。作ってから３つ行動が重要。①実態調査　②産業振興会議（ただし条例で一定程度縛らなければ会議の参加者は集まらない）　③政策を練り上げる。これが大事である。

第３分科会では、これらの行政調査による各地の先進事例や分野別意見交換会の意見を踏まえながら、割り振られた政策課題である「地域経済活性化と持続可能な地域産業の維持・育成」について委員間討議を重ねてきた経過にあり、行政の所管ごとの縦割り的な部分最適化ではなく、横断的な全体最適化の視点に立った地域経済活性化策の検討、地域の中小企業等の振興を明確に示し、計画的に施策を展開するための（仮称）産業振興基本条例の制定、さらには様々な地域産業関係者が話し合える場（＝産業振興会議）の創設などの主要な論点について、その必要性を確認したものである。

なおその他の論点も含め、議論の詳細については、「第２　調査研究・委員間討議による意見の集約」のとおりである。

第２　調査研究・委員間討議による意見の集約

第３分科会では、割り振られた政策課題である「地域経済活性化と持続可能な地域産業の維持・育成」を実現するため、委員間討議を行い意見を集約してきた。

その手順としては、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故（以下：震災及び原発事故）が、地域経済に大きな影響を及ぼしているとの認識から、今後の地域産業の方向性やあるべき姿を見定めるに当たっては、まずはこの影響について一定の総括をした上で、検討していく必要があるとの考えに至ったものである。このようなことから、震災及び原発事故を踏まえながら、

１.今後の地域産業の方向性とあるべき姿について

２.今後の地域産業のあるべき姿を実現する仕組みについて

３.地域産業の問題・課題を解決する政策的な手法について

以下のとおり委員間討議により意見を集約したものである。

１　震災及び原発事故を踏まえた地域産業の方向性とあるべき姿について

なお第３分科会では、震災及び原発事故を踏まえた地域産業政策の方向性を

検討するにあたり、専門的知見の活用により示された視点を踏まえ、

第１に、今般の災害を経た地域産業の現状を踏まえるとともに、地域産業の今後の復興、再生にはどのようなことが求められているのか

第２に、災害からの復興、再生による地域経済の活性化を図るためには、どのような認識を持つことが必要となるのか

第３に、地域産業政策が果たす役割についてどのような認識を持つことが必要となるのか

以上の観点から検討したものである。

（１）地域産業の現状と復興、再生に求められる考え方

本市の産業は、震災による直接的な影響は県内他地域と比較して少ないものであったが、原発事故に起因する放射性物質による実害や風評被害等を受けており、その影響は基幹産業である農業や観光関連産業をはじめ、製造業、小売業、サービス業など多方面に波及した。各分野においては放射性物質への対策を講じ、安全性についての情報発信等が行われているが、地域住民、消費者、観光客等への十分な不安の払拭には至っていない現状にある。

またその一方で、日本経済の低迷、少子高齢化に伴う人口の減少、消費者ニーズの変化などにより、震災以前から経営に苦しむ企業、店舗等が存在しており、地域産業の復興、再生に向けては、既存の政策に基づく対症療法ではなく、新たな枠組みも想定した抜本的な対応策の構築が求められているものと考えられ、単なる現状への回復ではなく、地域産業が持続的に発展していくことを可能とする産業構造を育てていくための機会として捉えるべきであると認識するものである。

なお、震災以前及び以降の各種統計データは次表のとおりである。

1.商業統計の推移

項目／（単位）	H14	H16	H19	H23	増減 (H23/H14)	割合 (H23/H14)
商店数（店舗）	2,094	2,026	2,008	1,813	▲281	▲ 13.4 %
従業者数（人）	13,232	12,673	13,123	11,724	▲1,508	▲ 11.4 %
年間商品販売額（億円）	3,692	3,281	3,137	2,757	▲935	▲ 25.3 %

※資料：県商業統計調査

2.製造業の推移

項目／（単位）	H21	H22	H23	増減 (H23/H21)	割合 (H23/H21)
事業所（数）	233	218	203	▲30	▲ 12.9 %
従業者数（人）	9,134	8,814	7,896	▲1,238	▲ 13.6 %
年間出荷額（億円）	2,184	2,357	1,910	▲274	▲ 12.5 %

※資料：H26年度市商工行政の概要

3.企業倒産状況の推移

（単位：件）

項目	H21	H22	H23	H24	H25	過去5年合計
倒産件数	12	10	7	5	2	36

※資料：H26年度市の市政

4.労働力人口の推移

（単位：人）

項目	H7	H12	H17	H22	増減 (H22/H7)	割合 (H22/H7)
労働力人口	73,059	69,747	66,620	62,049	▲11,010	▲ 15.1 %

※資料：国政調査

5.観光客入込客数の推移

（単位：千人）

項目	H21	H23	H24	H25	H26	増減 (H26/H21)
観光客入込数	3,447	2,348	2,959	3,959	2,895	▲552

※資料：H26年度市商工行政の概要
※H26年度は産業経済委員会協議会資料

6.東山・芦ノ牧温泉入込客数の推移

（単位：千人）

項目	H21	H23	H24	H25	H26	増減 (H26/H21)
東山温泉	533	401	532	566	474	▲59
芦ノ牧温泉	316	209	242	283	226	▲90
合計	849	610	774	849	700	▲149

※資料：H26年度市商工行政の概要
※H26年度は産業経済委員会協議会資料

7.教育旅行の推移

（単位：校）

項目	H21	H23	H24	H25	増減（H25/H21）
県内学校数	265	459	356	434	169
県外学校数	823	100	210	367	▲456
合計	1,088	559	566	801	▲287

※資料：市観光課

8.農業者人口の推移

（単位：人）

項目	H12	H17	H22	増減（H22/H12）	割合（H22/H12）
人口	18,996	14,072	11,515	▲7,481	▲ 39.4％

※販売農家（家族含）数値

資料：H26年度会津若松市の市政

9.就農者の年齢分布推移

（単位：人）

項目	H12	H17	H22	増減（H22/H12）	割合（H22/H12）
15歳～29歳	261	276	67	▲194	▲ 74.3％
30歳～39歳	199	116	94	▲105	▲ 52.8％
40歳～49歳	570	326	159	▲411	▲ 72.1％
50歳～59歳	815	817	694	▲121	▲ 14.8％
60歳以上	4,138	3,779	3,197	▲941	▲ 22.7％
合計	5,983	5,314	4,211	▲1,772	▲ 29.6％

※販売農家（家族含）数値で、かつ60日以上農業に携わっている方の数。

資料：H26年度会津若松市の市政

10.会津産米価販売価格の推移

（単位：円）

項目/60kg当	H21	H23	H24	H25	増減（H25/H21）	割合（H25/H21）
1等コシヒカリ/60kg	12,986	14,100	14,320	12,074	▲912	▲ 7.0％
1等ひとめぼれ/60kg	12,244	12,156	13,446	10,432	▲1,812	▲ 14.8％

※資料：JAあいづ精算払額

11.会津若松市の市税収入の推移

（単位：億円）

項目	H21	H23	H24	H25	増減（H25/H21）	割合（H25/H21）
市税収入	169	148	151	153	▲16	▲ 9.5％

※資料：平成26年度市税概要

（２）地域経済活性化に向けて認識すべきこと

産業構造を育て地域経済を活性化していくためには、地域産業の担い手とな

る地域住民の生活が維持されなければならない。地域住民は、日々の経済活動により生活の糧を得ると同時に、これらの活動を通して必要な消費財やサービスの提供、町並みの形成、環境の保全等さまざまな形で地域にかかわり、地域社会の形成に大きな役割を果たしている。しかしながら、今般の震災及び原発事故の影響により、多くの地域住民が生業や生活そのものを脅かされるなど復興への出口を見つけられずにいる。このことを踏まえれば、地域経済の活性化に向けては、地域住民の生活や生業の復興に視点をおいた施策を講じ、地域の中小企業者や商店主、農業者等の多様な主体が、いきいきと経済活動に従事できる環境を構築するなど、地域住民一人ひとりの生活に寄り添った政策づくりが求められていると認識するものである。

（３）地域産業政策が果たす役割について認識すべきこと

今般の震災及び原発事故は、広域複合災害として各地で甚大な被害を引き起こし、本市では今もなお、地域住民の生活に影響を及ぼしている。この未曽有の災害を経験し、さらには原発事故に起因する見通しの立たない復興、再生への中途にあって、地域では改めて住民一人ひとりの生活に着目し、これを守り続けることが求められていると理解したところである。

このような地域の実現に向けて地域産業政策が果たす役割は、多様な経済主体が、みずからの地域を守り、発展させることに寄与できるような政策を打ち出すとともに、これを実現する仕組みを構築することにより、住民一人ひとりが輝く地域を意識的につくりだすことであると認識を深めたものである。

２　今後の地域産業のあるべき姿を実現する仕組みについて

震災及び原発事故による地域経済への影響について一定の総括をする中で、第３分科会では、今後の地域産業の方向性とあるべき姿として、

①単なる現状回復ではなく、地域産業が持続的に発展していくことを可能と

する産業構造を育てていくこと

②地域住民一人ひとりの生活に寄り添った政策を構築すること

③地域産業政策により住民一人ひとりが輝く地域を意識的につくりだすことと認識したところである。

そこで、このような地域を実現していくためには、どのようなことを理解し、またどのような観点を持ち、政策づくりを進める必要があるのか、専門的知見の活用を図りながら、その考えを以下のとおり集約してきた。

（1） 地域の成り立ちを踏まえた地域経済の活性化の考え方

平成25年3月31日に開催された政策研究セミナーでは、全国で展開されてきた企業誘致や大型プロジェクトの誘致が、実質的な地域の活性化にはつながっていないといった実態が、経済の仕組み等を踏まえながら示された。これを受け、第3分科会では「地域経済活性化」とはそもそもどのようなこととして理解すべきなのか、その考え方を漠然とではなく、経済の仕組み等を踏まえた上で理解し、共有する必要があると認識した。

このようなことから、地域の成り立ちを踏まえながら、この地域が実質的にどのような状態になることが「活性化する」ということになるのか、委員間討議を行ったものである。

ア）本源的な「地域」と現代における「地域」の乖離

「地域」とは、階層性のある概念であるが、本源的には固有の自然と一体となった「人間の生活領域」と捉えることができる。[1]人間は、みずからの生活領域の中で、必要なものを自然から獲得し、物質的代謝を繰り返すなど、生活領域と経済活動領域を一体のものとしながら生活を成り立たせてきた。しかし現代では、経済活動のグローバル化により、人間の生活領域と経済活動領域は一体のものではなくなり、日本人の生活は、食料をはじめ、衣類、工業製品など、衣食住にかかわるあらゆるものが、海外の労働力に頼らなければ成立し得ない状況にある。その一方で、この経済活動のグローバル化が、地方都市の産

業の衰退を引き起こしており、本来の経済活動領域である地域で生業を持てない地域住民が地域外に流出することにより、産業空洞化、生産人口の減少が急速に進んでいる。地方都市の産業、住民の減少は、地域経済を支える生産人口のみならず、地域コミュニティーや地域環境保全、防災組織など地域社会の担い手が減少することを意味しており、言い換えれば地域社会を維持する多面的機能が失われることにもつながる。このことが、生活の場としての地域を脅かし、高齢者などを中心に「公共交通機関がなくなり通院ができない、生鮮食品が買えない、近くに頼れる人もいない」といった状況が発生するなど生活環境の悪化につながる。

イ）活性化すべき地域とは

このような中で、生活の場としての地域が成り立つためには、地域に人が集い、地域社会が維持されることが重要であり、その前提として、人が生活をしていくための経済活動が不可欠になる。さらに当該経済活動が、地域に必要な商品、サービスなどを生み出し、地域住民の生活環境の維持に貢献することで、経済活動の主体（地域住民）とサービス等を利用する消費者（地域住民）が相互に影響し合い、相互の生活環境が維持されることにつながるものと考えられる。

このようなことを踏まえれば、地域経済の活性化を図るとともに、地域社会を維持していくためには、住民の生活領域（地域）と経済活動領域が一定の領域に共存していることが重要であると考えられ、現代においては、日常的行動の広がりとして、生活圏を一つの枠組みとして捉え、その活性化策を検討することが適当であると理解したものである。

ウ）地域経済の活性化の考え方

では、この地域が「活性化する」とは、どのようなことが実現されるべきなのか。

地域の経済活動は、従業者数、事業所数とも、その多くが中小企業、商店、

農家、協同組合、NPOなどの地域産業により占められており、地域住民はこれらを生業としながら生活している。

このことを踏まえれば、地域経済活性化とは、地域の中心を担う地域産業の経済活動を充実したものとし、その規模を拡大していくこと、それによりこれら地域産業の担い手である地域住民の生活環境向上を実現していくことと言えるのではないかと考えられる。

その実現に向けて、重要な要素となるものが「地域内再投資力の量的・質的形成」[2]である。つまり、中小企業や商店など地域内にある経済主体が、地域への投資を繰り返すことで、そこに仕事と所得が生まれ、住民の生活が維持される。その再投資規模（量）、個性的な産業、企業、地域景観づくり（質）をいかに高めるかが問われるという考えである。

経済活動により生じた利益を地域に還流し、さらに地域内を循環させることにより、多様な経済主体が、利益と再投資の機会を得ることにつながる。これらを実現する仕組みを、意識的に構築していくことが、地域住民一人ひとりの生活の維持・向上につながるものであり、このような取り組みこそが本質的な「地域経済の活性化」であると認識したものである。

これまで地域経済活性化の手法として、本市も含めた多くの地方都市で取り組まれてきた企業誘致は、一定の雇用の受け皿にはなり得るものの、原材料が外部調達され、また利益の多くは本社のある首都圏に還流するなど、地域内への利益の還流・循環が図られず、地域内再投資力が十分に形成されないとの指摘もある。[3]今後は、誘致企業においても、雇用の受け皿としてだけでなく、原材料やサービスなどを地域内で調達するなど、地域内再投資力の形成、ひいては地域経済の活性化に貢献できるような仕組みが必要である。

地域には、古くから根付く地場産業や新たに起業したベンチャー企業、企業誘致により進出した企業などが、多様な形で地域住民の生活に影響を与えている。各々が地域の成り立ちを踏まえながら、地域経済の活性化を図る上での役割を認識し、継続的に取り組むことが、住民一人ひとりが輝く地域の実現につながるものであることを理解したものである。

（２）地域経済活性化に必要な要素

地域経済の活性化とは、地域内の多様な経済主体の活動を通して、雇用や所得、地域に必要なサービス等を生み出し、地域住民一人ひとりの生活の維持・向上を図る一連の取り組みであることを確認したところであるが、これらを実現するために必要な要素について、第３分科会では以下のとおり整理してきた。

ア）地域資源を生かし、地域ニーズに沿った産業振興

地域経済を持続的に活性化していくためには、一過性ではない持続可能な経済活動が必要となる。また、この持続可能性を担保するためには、経済活動により生み出される商品、サービス等が、付加価値の高いものであること、あるいは住民生活に密接に関わるなど地域ニーズが高いものであることなどが求められる。

このような視点から考えれば、今一度、地域を見わたし、個性的な地域資源を発見し、これらを生かした地域ならではの商品をつくること、また、地域住民の生活に目を向け、生活課題の解決、あるいはさらなる充実に寄与するサービス等を意識的に創出することなどが、持続可能な経済活動として成立し得るものであると考えられる。

第３分科会では、平成 25 年３月 31 日に開催された政策研究セミナーを通して、大分県の湯布院や長野県栄村などの先進事例から、地場産業と観光産業の結合による地域経済循環と新たな魅力づくり、高齢者ニーズに対応した医療・福祉産業の展開と年金を起点とした地域経済循環など、地域資源や地域ニーズを取り入れた産業振興策について理解を深めたところであり、改めて本市の地域資源、地域ニーズの掘り起こしと、これを踏まえた産業創出の必要性を認識したものである。

イ）多面的機能を有する地域プラットフォームの創設

しかしながら、中小企業をはじめとした地域の経済主体にとって、地域資源

やニーズを発見し、これを魅力ある商品、サービスとして市場に送り込むことは容易なことではない。ニーズを把握するためのマーケティング、ニーズに対応するための商品開発や資金調達、再投資力を高めるための地域内産業連関の構築など、クリアすべき事項は数多くある。

このような状況において、企業等が多様な視点から助言、支援を受けられる場が必要ではないかと考えられる。

八王子市や墨田区等の先進地では、民間企業や大学、地元金融機関、市民などで組織する産業振興会議を設置し、地域全体の産業振興といった目的を共有し、各機関の連携強化に努めるとともに、地元金融機関による経営コンサルティングや企業マッチング等をはじめとした各種支援、産業連関の取り組みが行われている。

ウ）地方自治体による行財政権限の適切な行使

地域経済を活性化する上で、当該地域の行財政権限を有する地方自治体は、大きな役割を担っている。第３分科会では、その役割について、２つの視点から意見を集約した。

第１に、住民の声を聞き、地域の特性に合った政策づくりを行う政策形成主体としての役割である。地方自治体は、長期にわたる地域経済低迷の要因、震災及び原発事故による影響、少子高齢化に伴う人口構造の変化など、多様な問題を分析した上で、地域の主権者であり、政策実行主体でもある地域住民との合意形成を図りながら、住民一人ひとりが真に生活環境の向上を実感できるような政策を構築する役割を担っている。

第２に、産業振興施策の実行を通した、地域経済における投資主体としての役割である。地方自治体は政策の考え方を踏まえ、地域内再投資力を形成する施策を意識的に構築し、資金を地域内に投下するなど、重要な投資主体としての役割を適切に果たすことが求められる。また、住民による納税という形で還流した資金をさらに地域に投資することにより、投資拡大を図ることが期待される。

これら地方自治体が適切に役割を果たすためには、一貫した政策に基づき、計画的に行政運営をしていく必要がある。全国では、中小企業等の振興を明確に示した「中小企業振興基本条例」などの制定が進められている。八王子市や町田市などでは、条例上に自治体をはじめとして、地域の中小企業、大企業、住民等の役割（責務）を位置づけるとともに、当該地域の産業振興政策の方向性を明記することにより、具体的施策の推進を担保している例が見られる。第３分科会では、地方自治体がみずからの役割を明らかにし、各種施策を通してその役割を積極的に果たしていくためのツールとして、条例制定も１つの政策的手法になり得ることを理解したところであり、検討していく必要があると整理したものである。

エ）政策づくりへの住民参加

地方自治体が地域経済活性化に向けた役割を適切に果たしていくためには、地域の主権者であり、地域産業や地域社会の担い手でもある地域住民との合意形成と政策形成過程への住民参加を積極的に促していく必要がある。

その一方で、住民自身も、この政策づくりがみずからの地域生活に密接に関わるものであることを認識し、積極的に参加することが求められる。市街地、農村地域、中山間地域など、環境の異なる地域を有する本市においては、各地域の特徴、優位性を生かしながらも、一方に偏ることなく、政策の全体最適性を図る必要がある。このようなことからも、多様な住民が政策づくりに参加することを通して、地域の現状、地域経済の仕組み、あるべき姿などについて意見を交わし、地域全体の課題解決に向けた考え方を醸成していくことが、住民が地域経済活性化の問題をみずからの問題として捉え、担い手としての役割を主体的に果たしていくことにつながるものと認識するものである。

３　地域産業の問題・課題を解決する政策的な手法について

第３分科会では、今後の地域産業のあるべき姿を実現する仕組みについて、

① 地域資源を生かし、地域ニーズに沿った産業振興

② 多面的機能を有する地域プラットフォームの創設

③ 地方自治体による行財政権限の適切な行使

④ 政策づくりへの住民参加

以上４つの要素を踏まえるとともに、中小企業や商店、農業者など地域内にいる経済主体が地域への投資を繰り返し、また還流させることで、そこに仕事と所得が生まれ、住民の生活が維持されるといった「地域内再投資力」を備えることが重要であることを理解したところである。

そこで、次にこのような仕組みを実現させるための具体的な政策的手法について整理する必要がある。

第３分科会では、これまでの専門的知見の活用や行政調査を通して、本市における「産業振興基本条例」の制定が、地域産業の問題・課題を解決する１つの政策的な手法ととらえ、その考えを以下のとおり集約してきた。

（１）本市の中小企業、農業、観光等の振興に関する条例の制定状況

ア）会津若松市中小企業振興条例（平成４年12月25日制定 所管:商工課）

イ）会津若松市食料農業農村基本条例（平成14年３月15日制定 所管:農政課）

ウ）会津若松市観光振興条例（平成８年９月27日制定 所管:観光課）

本市においては、所管ごとにそれぞれの産業振興を目的とした上記条例が制定されている。これら条例を踏まえ様々な産業施策を展開し、その振興に努めてきたことに対しては評価をするものである。しかしそれぞれの条例については、個別産業ごとの縦割り的・部分最適化の視点であり、今後の産業政策を推進するうえで重要な商工業、観光業、農業、林業、市場、金融機関等との相互連携、横断的・全体最適化の視点に欠けていると言わざるを得ない。

また補助金を交付することが目的となっていること、さらに市として全ての

産業を包含し、地域産業を振興するという姿勢や方向性が明確に示されていないことなど課題があるものと考えられる。

（２）産業振興基本条例制定の必要性

第３分科会では、本市における産業振興基本条例制定の必要性を改めて考えるため、行政調査を行った各市・区の振り返りと分野別意見交換会における参加者から頂いた意見をもとに、委員間討議を行ったところである。

各市区の基本条例の概要

自治体名	東京都墨田区	東京都大田区	東京都八王子市	東京都町田市
条例名	墨田区中小企業振興基本条例	大田区産業のまちづくり条例	八王子市いきいき産業基本条例	町田市産業振興基本条例
制定日	昭和54年3月14日	平成7年10月16日	平成15年3月10日	平成20年12月25日
条例の構成	第1条　目的 第2条　定義 第3条　基本方針 第4条　施策の大綱 第5条　区長の責務 第6条　中小企業者の努力 第7条　区民などの理解と協力 第8条　委任	理念 第1条　目的 第2条　基本方針 第3条　区の基本施策 第4条　産業者の役割 第5条　区民の理解と協力 第6条　委任	理念 第1条　定義 第2条　ものづくり産業 第3条　商業 第4条　物流系産業 第5条　農業 第6条　観光産業 第7条　人材の育成等 第8条　市の責務 第9条　事業者の役割 第10条　商店会の役割 第11条　経済団体の役割 第12条　市民の役割	理念 第1条　目的 第2条　定義 第3条　基本方針 第4条　市の責務 第5条　経済関係団体の責務 第6条　事業者の責務 第7条　市民の責務
条例の特徴	4市区共通事項	①地域の特性に応じた独自の施策を行うことを強調 ②行政、中小企業者、住民がそれぞれの立場で役割（責務）を持つことを明記 ③行政が地域全ての産業を横断的視点で振興するという姿勢が明確に		
	○区が行うべき産業施策の大綱を明示	○「産業者」という言葉で、企業の大小や業種を問わず全てを包括。	○市の行う全ての事業について地域産業活性化の視点を明示。 ○ものづくり産業、商業、物流系産業、農業、観光の5分野を中心に制定。	○個別価値にとどまらず連携価値を重視。 ○生活者（顧客）指向。
条例の目的を達成するための取り組み	①区内事業所の実態調査 ②工業者、商業者、区内産業人、学識経験者、行政で組織する産業振興会議の設置	①条例に基づく基本計画（未来プラン前期5年間、後期5年間）を定め、体系的に施策を実施。（体系図の項目と予算事業名が一致）	①市民、地元経済人、金融機関、学識経験者で組織する地域産業振興会議を設置。 ②産業振興マスタープランの策定と施策の実施。	①条例の目的を実現する施策について産業振興計画を定めている。 ②計画の進捗状況を管理するため産業振興通信簿を作成し公表。
政策提言実働部隊	①産業振興会議（事務局区） ②すみだ中小企業センターが補佐 （市の行政組織　職員数28名）	①区が政策立案 ②産業振興協会が実働部隊（区が出資）	①地域産業振興会議（事務局市）	①市が政策立案、実行 ②（株）町田市新産業創造センターが補佐 （市・商工会議所・銀行が共同出資）
支援策（大枠）	①中小企業センターの設立 ②横のネットワークづくりの支援 ③3M（博物館、マイスター、ものづくり）運動の支援 ④すみだブランド育成 ⑤共同受注グループ支援 ⑥創業支援	①創業支援 ②経営指導、マーケティング支援 ③受注開拓、商談会の開催 ④産学連携、産産連携コーディネート ⑤海外進出支援 ⑥医工連携、成長産業支援	①ものづくり産業支援（産業） ②魅力あるまちづくり（商業） ③物流系産業の集積（物流） ④自立と連携による活性化（農業） ⑤八王子まるごと観光（観光）	①活気に満ちた商業空間の支援 ②ものづくり産業の活性化 ③農業環境整備 ④まちの魅力の向上と発信 ⑤事業者の環境整備 ⑥各分野の連携促進

分野別意見交換会でのご意見

課題なのが理念という概念である。理念という言葉だけで何もできないのではないかとの誤解、意見がある。産業振興基本条例を提案している理由の１つとして、国が大企業しか見ていない現状がある。理念条例は我々中小企業にとってスタートである。また国と地方自治体を動かすために条例を作る。作ってから３つ行動が重要。①実態調査　②産業振興会議、ただし条例で一定程度縛らなければ会議の参加者は集まらない　③政策を練り上げる。これが大事である。

第３分科会では振り返りを行う中で、市では本市に存在する中小企業、農業、観光業等の実態について総括的な把握はされていると認識するが、個別数量的にしっかりと把握・管理がされているのか、地元採用の雇用者数や経済効果、全国・世界にどの程度、本市で作られたものが出荷されているのか、その実態が不明な点もあることから、基本に返り本市の中小企業等の実態をもっと把握するべきであるといった考えが示されたところである。

また本市の産業を振興するにあたっては、地域の実態をよりつぶさに把握し、産業振興施策を練り上げると共に、その過程において中小企業者、観光業者、農業者、さらには地元経済動向や企業の情報を把握する金融機関等と連携・協力をしながら、産業振興施策を構築していくことが必要であると考えられる。

このような点で、市、事業者、市民等がそれぞれの立場において、産業を振興する責務、役割が明記され、その推進の担保となる「産業振興基本条例」の制定が非常に重要になるものと認識したところである。

なお、その他条例制定のもつ意義については以下のとおり整理したところである。

ア）地域産業者（商工業、観光業、農業等）全てを包含して、本市の地域産業を振興するという姿勢が対外的にも対内的にも明確化される。

イ）首長や担当職員が変わっても、地域産業を振興するという行政の基本的姿勢が条例により担保される。

ウ）条例制定により行政はもとより、行政と様々な地域産業者さらには金融機関等が、縦割りではなく、連携・協力して産業振興施策に取り組むことが期待できる。

（３）条例を生かすための機能する産業振興会議のあり方

しかしながら、平成 26 年３月 30 日に開催した政策研究セミナーでは、慶応義塾大学経済学部の植田浩史教授より、産業振興基本条例はあくまで理念条例であるため、当該条例を制定したからといって全てがうまくいくわけではない。

条例を効果的に活用している先進事例がある一方で、条例を生かしきれていない事例もあるとの指摘がなされ、条例をうまく活用するための要素として「機能する産業振興会議」が示されたところである。

また、平成27年1月21日開催された分野別意見交換会では、参加者から以下の意見を頂いたところである。

分野別意見交換会でのご意見
異業種間連携が重要になると考えるが、その際の産業振興会議の招集の範囲が重要である。これまでも連携のための会議はさんざんやってきているが、その経験からも難しさを感じている。 商業、工業、農業の分野の方と企業の間で、さあ連携して取り組んでくださいと促してもなかなかうまくいかない。財はこれ、テーマはこれといったことを決めていかないとまとまりのない会議で終わってしまう。経験上から招集範囲とテーマを持って取り組んでほしい。米の問題、その消費をどうするか、学校給食など、また消費宣伝をどうするかなど分野は数多くある。 そのような分野も点で見るか、面でみるか、いろんな考えがある。その辺を考えて頂き提言をしてほしい。

分野別意見交換会でのご意見
酒造組合などと合同での意見交換会をしたかった。加工米などの話をしたかった。 酒造組合、蔵元からは酒造好適米「夢の香」を増やしてほしいとの要望がある。 蔵元は使いたい、農家も作りたいが種が足りない。横のつながりのために現場の人たちが集まって話すこと、いろんな業種が集まれるための産業振興会議、振興条例を考えるといいと思う。

第3分科会では、政策研究セミナーでの指摘や分野別意見交換会の意見を踏まえ「産業振興会議の意義」「産業振興会議を機能させるための要素」について以下のとおり整理したところである。

ア）産業振興会議の意義

地域内の業種や組織の枠を超えた産業振興会議等の場の創設は、多様な視点から地域資源やニーズなどについて意見を交わす機会となりうるため、新たな産業連関による「気づきの場」としての機能が期待できる。またこのような場に、マーケット分析による市場動向の情報、商品開発等の技術的支援、資金調達の相談など、地域産業の維持・育成を支援する機能に加え、相談支援を通した地域企業情報の一元管理など多面的機能を付加することにより、地域内の多様な産業連関を促し、価値の高い製品、サービス等を地域内で創造することにつながる重要な場になり得るのではないかと考えられる。

イ）産業振興会議を機能させるための要素

①　一般市民の参加

産業振興会議については、商工業者、観光業者、農業者等をはじめ地域の金融機関など様々な業種が集まり、本市産業振興施策について議論を交わすことになる。

その際、ものづくりや販売、サービスの提供、地域の経済状況や金融などからの視点だけでなく、地域経済の主体者であり、生産されたものを消費し、かつサービスの提供を受ける側の視点も重要である。

そのため、産業振興会議の参加者には一般市民の参加が非常に重要であると考える。

②　次世代の後継者や実務に携わる方々の参加

産業振興会議については、それぞれの組織・団体において決定権を持つ代表者等の参加も重要ではあるが、次世代を担う若い後継者や実務に携わる方々の参加による現場主義、地域産業の新陳代謝を目的とすることも重要と考える。

そのため産業振興会議をより機能させるため、参加者の世代や現場といった点を考慮した会議の検討が必要と考える。

③　恒久的・定期的な会議として位置づけるための予算確保と職員の配置

産業振興会議については、日々の社会・経済状況の変化や産業構造の変化等に対応した柔軟性と市の全ての地域産業（商工業、観光業、農業等）を包含し産業振興政策を練り上げる独創性が求められる。

そのため、諮問機関としての位置づけではなく、恒久的・定期的な会議として位置づけ、様々な産業振興に資する議論をしていかなければならない。このような位置づけとするためには、産業振興会議を進める上での一定程度の予算の確保や事務局職員の継続した配置が重要であると考える。

④　客観的な視点の反映

産業振興会議については、それぞれの地域産業者の経験や立場から意見を頂くことが想定されるが、その際には客観的な視点で議論を判断し、意見等を集約することが必要である。

そのため、座長などのキーマンとなる方の人選については、専門的かつ俯瞰して物事を判断することができる学識経験者等の選任が望ましいものと考える。

⑤　議論経過の市民への報告・発信

産業振興会議については、定期的に開催し産業振興施策を議論することになるが、その際の議論の経過について、市のホームページだけではなく、様々な媒体を活用し、市民へ報告・発信することが重要である。

このことにより、市民からの提言や市民を巻き込んだ産業振興会議の確立に寄与するとともに、参加者にとっては常に市民を考え、本市産業の活性化について真摯に議論する意識の高まりが期待できるものと考える。

⑥　議論するテーマの絞込み

産業振興会議については、分野別意見交換会で頂いた意見を踏まえれば、総花的な議論や市の事務事業の報告的な場にならないためにも、本市の地域資源、特性、課題の中からテーマを抽出し、的を絞った議論を行うことが重要であると考える。

第３　今後の取り組み

以上のように第３分科会では、前期議会の方向性を踏襲しながら政策研究を進めてきたところであり、

①　今後の地域産業の方向性とあるべき姿

②　今後の地域産業のあるべき姿を実現する仕組み

③　地域産業の問題・課題を解決する政策的な手法

について明らかにし、政策課題である「地域経済活性化と持続可能な地域産業の維持・育成」について理解を深めてきた。

第３分科会では、本市における「産業振興基本条例」の制定が、少子高齢化による人口の減少とそれに伴う地域経済の衰退、経済活動のグローバル化による海外との競争激化、後継者不足等、地域産業を取り巻く問題・課題を解決する１つの政策的な手法ととらえ、その考えをまとめてきたところである。

しかしながら、「産業振興基本条例」の制定については、あくまできっかけであり、様々な問題・課題を解決するためには、多様な地域産業者の知恵と経験を生かし、相互に連携・協力しながら取り組んでいくことが重要である。

このような取り組みを通して、地域経済の主体者である地域住民一人ひとりの生活が守られ、ひいては本市の地域産業が持続的に維持・育成されることを期待し今期議会の総括とする。

なお今後の取り組みとしては、「産業振興基本条例」制定後の運用のあり方や「地域経済活性化と持続可能な地域産業の維持・育成」についてのさらなる政策的手法の模索等、今後の研究課題であると認識している。

第４　取り組み経過一覧

年	月　日	内　　容
平成23年	10月27日	□自主研究（前期政策討論会第３分科会の最終報告の確認）
	12月12日	□自主研究（政策討論会第３分科会の研究テーマの討議）
	12月26日	□自主研究（政策研究の具体的検討項目等に関する討議）
平成24年	１月16日～17日	□産業経済委員会行政調査（静岡県掛川市＝掛川市中心市街地活性化基本計画、静岡県静岡市＝静岡市めざせ茶どころ日本一条例、静岡市ものづくり産業振興条例）
	１月24日	□自主研究（今後の進め方）
	３月22日	□政策研究セミナー（福島大学経済経営学類・小山良太准教授＝東日本大震災及び原子力発電所事故による地域産業への影響と復興への展望）
	４月18日	□自主研究（行政調査、政策研究セミナー終了後の総括）
	４月27日	□政策研究セミナー（福島大学・鈴木浩名誉教授＝東日本大震災及び原子力発電所事故による地域産業の復興と展望）
	６月６日	□自主研究（政策研究セミナー終了後の総括）
	７月３日～４日	□産業経済委員会行政調査（岩手県花巻市＝起業化支援の取り組み、秋田県横手市＝食と農からのまちづくり）
	７月10日	□自主研究（行政調査終了後の総括）
	10月４日	□自主研究（震災及び原発事故による本市における被害の特徴や影響）
	10月10日	□自主研究（同上、分科会での政策研究等の中間総括）
	10月17日	□自主研究（本市の地域経済における課題）
	10月25日	□自主研究（地域経済のあり方）
	11月21日	□自主研究（震災及び原発事故の地域経済への影響に関する委員間討議）
	12月17日	□自主研究（震災及び原発事故の地域経済への影響に関する委員間討議）

平	３月 26 日	□自主研究（３月 31 日の政策研究セミナーに向けた事前学習）
成	３月 31 日	□政策研究セミナー（京都大学大学院経済学研究科・岡田知弘教
2		授＝住民一人ひとりが輝く持続可能な地域づくりのあり方）
5	４月４日	□自主研究（政策研究セミナー終了後の総括）
年	４月 18 日	□自主研究（政策研究セミナー及び委員間討議を踏まえた論点整
		理、分科会での政策研究等の中間総括）
	６月３日	□自主研究（政策研究セミナー委員間討議を踏まえた論点整理）
	７月５日	□自主研究（中間総括骨子（案）の検討）
	７月 17 日	□自主研究（中間総括（案）の検討）
	８月１日	□次期分科会への引き継ぎ
	10 月 18 日	□前期分科会からの引き継ぎ
	10 月 30 日	□産業経済委員会行政調査（栃木県宇都宮市＝農商工連携ネット
		ワークの取り組み、東京都墨田区＝中小企業振興の取り組み）
	11 月１日	□自主研究（行政調査終了後の総括）
	11 月８日	□自主研究（地域経済活性化に向けた仕組みづくりに係る論点整
		理）
平	３月 28 日	□自主研究（３月 30 日の政策研究セミナーに向けた事前学習）
成	３月 30 日	□政策研究セミナー（慶應義塾大学経済学部・植田浩史教授＝地
2		域産業政策と中小企業振興のあり方）
6	４月 15 日	□自主研究（政策研究セミナー終了後の総括、政策研究に係る中間
年		報告）
	５月 29 日	□自主研究（今後の進め方、行政調査について）
	７月２日	□産業経済委員会行政調査（東京都大田区＝大田区産業のまちづ
	～３日	くり条例と産業振興の取り組み、東京都町田市＝町田市産業振興
		基本条例の制定と条例に基づく産業振興の取り組み）
	７月 ８日	□自主研究（行政調査終了後の総括）
	10 月 24 日	□自主研究（政策研究に係る中間報告、今後の進め方について）
	11 月 26 日	□自主研究（分野別意見交換会の開催について）

平	1月15日	□自主研究（分野別意見交換会の開催について）
成	1月21日	□分野別意見交換会の開催（地域経済活性化と持続可能な地域産業
2		の維持・育成について）
7		①農業・林業・市場関係者との意見交換会
年		②観光・商工関係者との意見交換会
	1月29日	□自主研究（分野別意見交換会の総括・振り返りについて）
	4月14日	□自主研究（最終報告書骨子（案）の検討）
	4月20日	□自主研究（最終報告書（案）の検討）
	4月27日	□政策討論会・全体会への最終報告書（素案）の概要報告
	5月27日	□自主研究（最終報告書のまとめと市への政策提言事項の確認）
	6月12日	□自主研究（市への政策提言事項の確認）
	6月18日	□自主研究（市への政策提言事項の確認）
	6月25日	□政策討論会・全体会　最終報告

[引用・参考文献]

[１]　岡田知弘「平成25年３月31日　会津若松市議会政策研究セミナー
住民一人ひとりが輝く持続可能な地域づくりのあり方　資料」

[２]　同上

[３]　岡田知弘「平成25年３月31日　会津若松市議会政策研究セミナー」